

2007 年第 218 號法律公告

《2007 年〈中醫藥條例〉(生效日期) 公告》

現根據《中醫藥條例》(第 549 章) 第 1(2) 條，指定 2008 年 1 月 11 日為該條例以下條文開始實施的日期——

- (a) 第 109、110、111、131、134 及 142 條；
- (b) 第 150(1) 條 (在該條與違反第 109、110、111、131、134 及 142 條有關的範圍內)；
- (c) 第 150(2) 及 152 條；
- (d) 第 155 條 (在該條與違反第 109、110、111、131、134、142、146(3) 及 (4)、153(3) 及 154 條有關的範圍內)；
- (e) 第 156(1) 及 158(1)、(2) 及 (3) 條；
- (f) 第 158(4) 條 (在該條與表列中醫有關的範圍內)；
- (g) 第 158(6) 條 (與任何憑藉第 90(7) 條而繼續作中醫執業的人所合成的或在其監管下合成的中成藥或按照由該人開出的處方個別配製或合成的中成藥有關者除外)；
- (h) 第 158(7) 及 (8)、169、171、172、173 及 174 條。

食物及衛生局局長  
周一嶽

2007 年 11 月 12 日